

福山市立学校における教育活動の再開について（5月22日）

4月15日からの、新型コロナウイルス感染症対策に係る一斉臨時休業につきましては、趣旨を御理解の上、御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

5月15日の国の「緊急事態宣言」解除及び本日出された県教育委員会の「学校における感染症対策に係る基本的な考え方」を踏まえ、6月1日（月）から、学校を全面再開することとしました。

この間、子どもたちは、新型コロナウイルスという見えない敵、そして、いつ学校が始まるか分からない状況に不安を感じながらも、家族との会話や支え、教職員からのメッセージ等を励みに、それぞれのペースで生活・学習を進めてきたことと思います。

学校では、臨時休業中の子どもたちの様子を把握し、個々に必要な支援をしてきています。そして、家庭生活・学習の中で、自分で考え・選び・決めて行ってきた経験を大切にできるよう、再開後の教育活動の準備を進めています。

再開に当たりましては、文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を踏まえ、国内外の感染状況から、長期間、この新たな感染症と共生していかなければならないとの認識の下、次の4点を基本に、教育活動を進めていきます。

- 学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続する。
- 感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、保健所との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築く。
- 感染者が確認された場合には、ただちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、感染者及び濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性がある場合は、専門家の意見を踏まえた臨時休業についての判断を行う。
- 感染者や濃厚接触者である児童生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分に配慮・注意をする。

「三度の学校休業はしない！」との考えに立ち、1mを目安に、学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置するなど、十分な感染対策を行った上で、教科の学習や部活動を実施するなど、学校における新しい生活様式を確実に実践し、学びをつないでいきます。

なお、6月1日の時間割、持参物等、詳細については、各学校からのたより等でお知らせします。

引き続き、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をお願いします。